

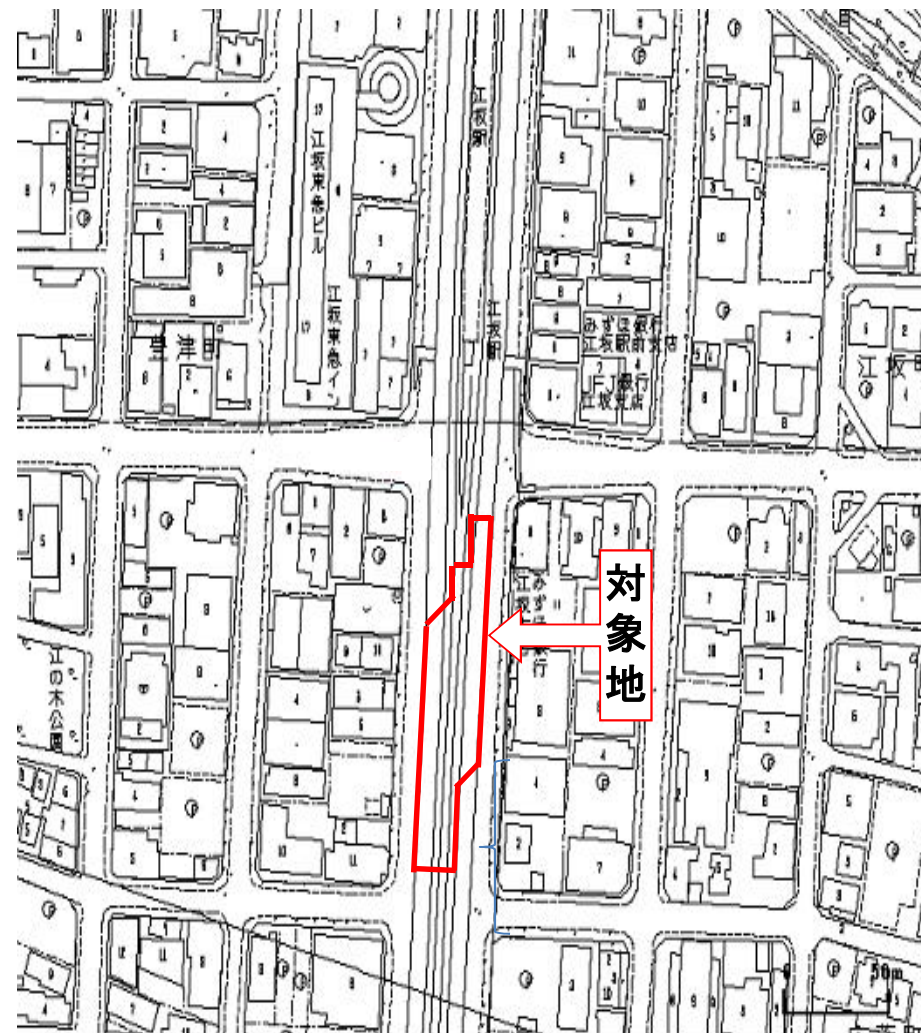
物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	吹田市江の木町1番1 (一般国道423号複合高架橋下)	交通 機関	地下鉄御堂筋線・ 北大阪急行南北線 江坂駅 南約100m	最低 占用料 (年額)	11,557,350円/年	占用期間	5年
1								
土地の概要					特記事項			
面積	占用許可対象面積			2,446 m ²				
接面道路 の状況	東側：国道423号・幅員約13.0m・舗装有・高低差無〔出入口〕 西側：国道423号・幅員約13.0m・舗装有・高低差無							
法令に 基づく 制限	市街化区域内							
	都市 計画法	用途地域	商業地域					
		地域地区	防火地域					
		建ぺい率	80%	容積率	600%			
その他 の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法(一般国道423号区域内) ・建築基準法 ・消防法 ・軌道法 							
その他条件	・火気厳禁							
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営 水道	本管	引込管	吹田市水道部工務室 06-6384-1251(代)				
		有	有					
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)大阪北支社北摂営業所 0800-777-8015(代)				
		有	有					
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)地域開発C北東部開発G 072-671-4210					
	有	無						
公共 下水道	本管	引込管	吹田市下水道部水循環室 06-6384-2068(代)					
	有	有						
					<p>1 駐車場(コインパーキングを含む)等の利用を想定しております。</p> <p>2 占用期間は、平成29年10月1日から平成34年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、茨木土木事務所及び吹田警察署と協議し許可を得て下さい。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、茨木土木事務所と協議して下さい。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置して下さい。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府吹田警察署 交通課 電話 06-6385-1234(代)</p> <p>4 開発行為及び建築行為については吹田市と協議してください。 (お問い合わせ先) 吹田市都市計画部 開発審査室 電話 06-6384-1231(代)</p> <p>5 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないで下さい。排水等の処理については、吹田市下水道部と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 吹田市下水道部 水循環室 電話 06-6384-2068(代)</p> <p>6 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占用者において行ってください。</p> <p>7 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行って下さい。</p> <p>8 対象地中央部には、地下鉄御堂筋線の橋脚(No2P-4~No2P-8)があります。この付近で工事を行う際は、大阪市交通局と協議してください。 また、平成29年当初より、橋梁補修工事が行われる予定です。詳しくは、大阪市交通局にご確認ください。 (お問い合わせ先) 大阪市交通局鉄道事業本部 工務部工務課 電話06-6585-6508</p>			

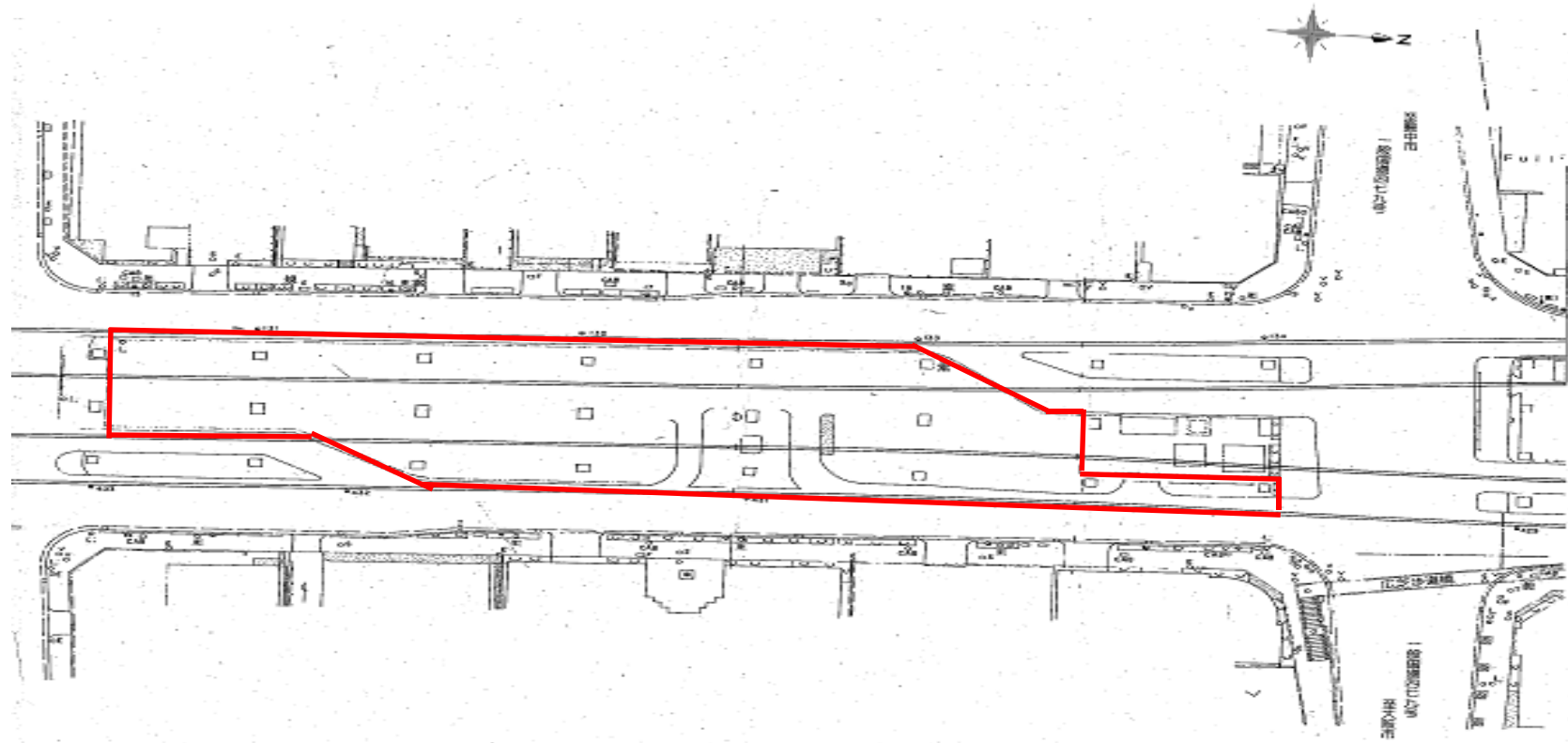
特記事項

- 9 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、敷地内には、マンホール等の占有物件が設置されており、これらの関係者も対象地内に立ち入ることがあります。マンホール上には、物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占有者の負担となります。
- 10 高架道路の本線と地下鉄御堂筋線との間には隙間があり、降雨時に天井から水滴が落ちることがあります。
- 11 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下しておりますので、あらかじめご了承ください。
- 12 対象地の外周には、現占有者が設置した植栽があります。これらについて、伐採せず設置を継続される場合は、車道にはみ出した枝葉の剪定を行うなど、適切に管理していただきますようお願いいたします。万一、この植栽が原因で、通行車両が損傷した場合は、占有者の責任において損害賠償等、対応していただきますようお願いいたします。
- 13 橋梁及び橋脚、高架下内の工事・点検等の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をして頂くことがあります。その際に発生する費用については、占有者の負担となります。
- 14 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合、また、緊急的に補修や点検を実施することがあります。については、補修工事や点検において、一定の期間、占有不可となる箇所が生じることとなりますが、その占有料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- 15 対象地には、PFI事業にて駐車場を運営・管理している現占有者がいます。現占有期間は最長で平成29年9月30日までとなっておりますので、本公募による占有開始日は平成29年10月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、占有開始日までに予め現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しません。

(1)位置図 (物件番号:第1号)

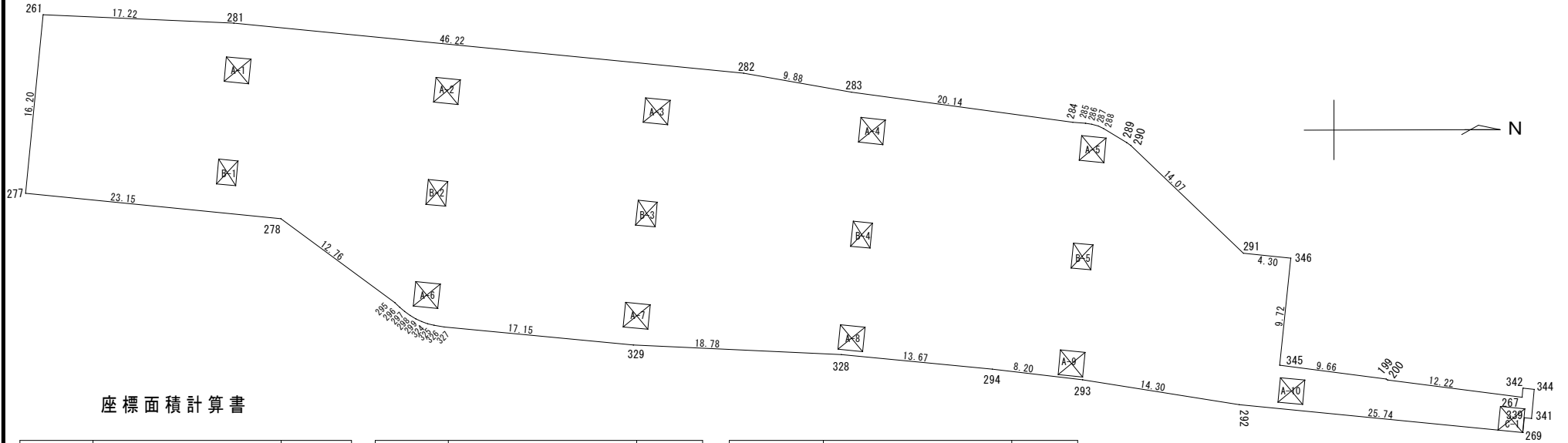


(2) 平面図(1/2) (物件番号: 第1号)



(2) 平面図(2/2) (物件番号: 第1号)

平面図



座標面積計算書

測点名	座標値		辺長
	X	Y	
294	190.515	130.392	
293	198.661	131.351	8.20
292	212.791	133.6	14.30
269	238.409	136.128	25.74
339	238.541	134.784	1.35
341	239.171	134.846	0.63
344	239.421	132.228	2.62
342	238.412	132.124	1.01
267	238.329	132.93	0.81
200	226.199	131.389	12.22
199	226.047	131.3	0.17
345	216.466	130.04	9.66
346	217.458	120.366	9.72
291	213.172	119.931	4.30
290	203.01	110.197	14.07

測点名	座標値		辺長
	X	Y	
289	202.647	109.914	0.46
288	200.552	108.661	2.44
287	200.076	108.423	0.53
286	199.504	108.27	0.59
285	198.929	108.186	0.58
284	197.783	108.087	1.15
283	177.822	105.38	20.14
282	168.084	103.662	9.88
281	122.085	99.143	46.22
261	104.88	98.387	17.22
277	103.285	114.517	16.20
278	126.331	116.803	23.15
295	136.597	124.391	12.76
296	137.044	124.798	0.60
297	137.499	125.183	0.59

測点名	座標値		辺長
	X	Y	
298	137.982	125.541	0.60
299	138.504	125.851	0.60
324	139.026	126.111	0.58
325	139.573	126.307	0.58
326	140.144	126.438	0.58
327	141.059	126.583	0.92
329	158.137	128.219	17.15
328	176.899	129.081	18.78
294	190.515	130.392	13.67
面積	2520.16902		
地積	2520.16 m ²		
控除面積	-74.26 m ²		
計	2445.90 m ²		

橋脚部 控除面積計算

A	2.22 × 2.22 = 4.9284	× 10 基 = 49.284
B	2.27 × 1.78 = 4.0406	× 5 基 = 20.203
C	2.22 × 2.15 = 4.773	× 1 基 = 4.773
		計 74.26